

▶ 整備基準抜粋

- (1) 移動円滑化経路と乗車券販売所等との間の経路における通路のうち1以上の通路は、1の項(2)のア及びウに定める構造とすること。
- (2) 出入口を設ける場合においては、そのうち1以上の出入口は次に定める構造とすること。
  - ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
  - イ 戸を設ける場合においては、次に定める構造とすること。
    - (ア) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
    - (イ) 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - ウ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。

▶ 目標となる基準抜粋

- (1) 移動円滑化経路と乗車券販売所等との間の経路における通路のうち1以上の通路は、1の項(2)のア及びウに定める構造とすること。
- (2) 出入口を設ける場合においては、そのうち1以上の出入口は次に定める構造とすること。
  - ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
  - イ 戸を設ける場合においては、次に定める構造とすること。
    - (ア) 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
    - (イ) 同上
  - ウ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。

▶ 解説

ア 適用

乗車券販売所、待合所、案内所を設ける場合は、移動円滑化経路と当該乗車券販売所等との間の1以上の経路について、移動円滑化経路と同等の基準による整備を求めている。

▶ 配慮事項

建築物の出入口の項参照

▶ 整備基準抜粋

- 券売機を設ける場合においては、そのうち1以上の券売機は、次に定める構造とすること。
- ア 金銭投入口及び操作ボタンは、車いす使用者の利用に配慮した高さとすること。
  - イ 料金等を点字で表示する等視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。

▶ 目標となる基準抜粋

同上

▶ 解説

ア 適用

券売機を設ける場合は、1以上は車いす使用者や視覚障害者が円滑に利用できる構造とすることを求めている。

▶ 配慮事項

○ 配慮事項

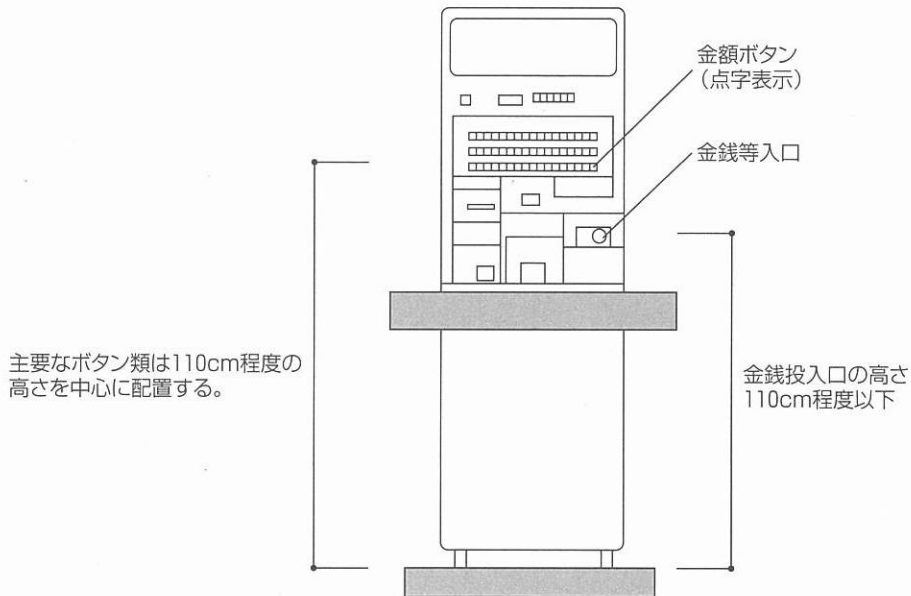
ア 車いす利用者への対応

- ・ 金銭投入口は、車いす利用者が利用しやすい高さとする。
- ・ 主要なボタンは、110cm程度の高さを中心に配置すること。
- ・ 車いす利用者が容易に接近しやすいよう、下部には高さ60～65cm程度のけ込みを設けることが望まれる。

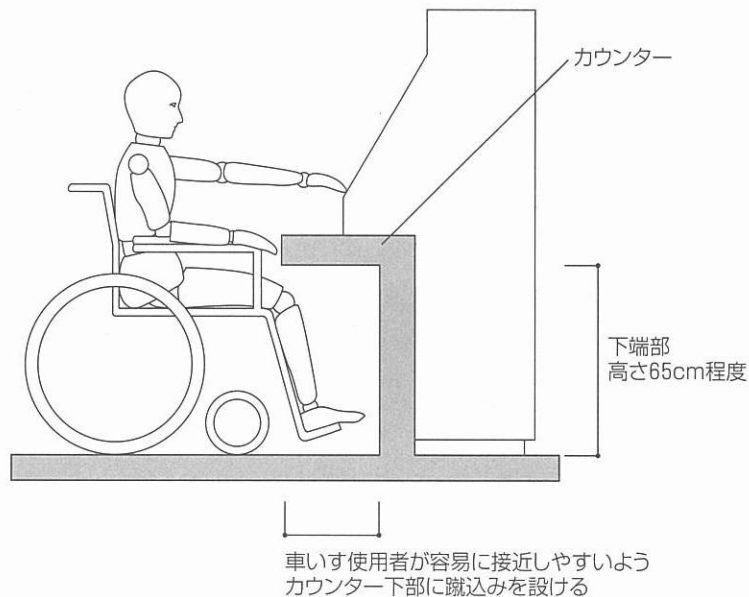
イ 視覚障害者への対応

- ・ 点字表示付きの券売機の横には、点字運賃表、行先（路線）表示の設置が望まれる。
- ・ タッチパネル式の場合は、点字表示付きのテンキーを設置すること。

券売機の整備例



- ◇金銭投入口及び操作ボタンは車いす利用者の利用に配慮した高さ
- ◇料金を点字で表示する等視覚障害者が円滑に利用できる構造



- 凡例 ●印：整備基準に定めるもの  
◇印：目標となる基準に定めるもの  
無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項